

平成30年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催

平成30年9月28日(金) 13:30~15:00

2. 開催場所

水産会館 2階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

4. 議事事項

議第 3号 遊漁規則の一部変更について

議第 4号 平成30年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について

議第 5号 ウナギ資源の保全対策(下りウナギの保護対策)について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事 務 局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会長	議事録署名者を依頼。
【議第 3号】遊漁規則の一部変更について	
事 務 局	<p>漁業法第129条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第129条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は漁業権番号内共第46号庄川漁業協同組合</p> <p>【変更内容】</p> <p>加須良川の禁止区域について、現行、平成30年12月31日までとなっている禁止期間の終了時期を平成31年12月31日まで1年延長するもの。</p> <p>【変更理由】</p> <p>当該禁止区域はダム工事に伴う危険防止のために設置したもの、ダム工事が遅れており、平成31年に完成見込みであることから、引き続き禁止区域にするもの</p> <p>【妥当性】</p> <p>当該禁止区域について行使規則でも同様に期限を延長するため、遊漁者のみを不当に制限するものではない。</p>
委 員	加須良川の場所、位置はどこにあるのか。
事 務 局	庄川の支流であり、庄川漁協管内の北端に位置し、富山県境付近の庄川に設置された成出ダムの湛水区に流入する河川。
<p>「意見及び異議なし」で答申することを可決。</p> <p>(答申文案)</p> <p>岐漁管委第 号 平成30年9月 日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇 様</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫</p> <p>第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について (答申)</p> <p>平成30年9月11日付け里川第352号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。</p>	
【議第 4号】令和元年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について	

<p>事務局</p>	<p>シラスウナギの採捕量の低迷、それに伴う放流用ウナギ種苗の高騰等を鑑みて、岐阜県漁業協同組合連合会から第5種共同漁業権に係るウナギの増殖指示数量の減免要望があり、その是非等を審議するもの。</p> <p>平成30年6月12日付けで委員各位に意見照会した「平成30年度のウナギ種苗放流に係る減免措置の方向性（案）について」において、減免の方向性について同意頂いており、今回、正式に内水面漁場管理委員会で議決するため議案化。</p> <p>平成30年のシラスウナギの採捕状況は8.9t、シラスウナギの採捕量は平成25年の5.2tに次いで少ない採捕量となっている。シラスウナギの取引価格は、今まで最も高い299万円/kgとなっている。このような現状を踏まえ、平成30年の河川放流用ウナギ種苗の価格は高騰し、7,000円/kg（消費税抜き）と高騰している。減免措置は、平成23年以降、継続的に講じられている。これまでのウナギの増殖指示数量の減免に係る基本的な考え方と方法は、</p> <p>(1) 減免の決定：「その年の河川放流用ウナギ種苗価格が平成22年の価格を超えているか否か。」が基準。</p> <p>(2) 減免の方法：「その年の増殖指示数量（kg）に種苗価格比（平成22年／当該年）を乗じた数量以上放流すること。</p> <p>平成30年の、種苗価格比は0.5であり、増殖指示数量の半分以上放流が目安となる。平成30年度におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について、事務局として「増殖指示数量は変更しないものの、各漁業協同組合が増殖指示数量の達成に向けて最大限努力することを前提に、各漁場、最低でも増殖指示数量の5割以上の放流とする。」案を提出する。</p>
	<p>意見及び質問なし</p>
<p>原案のとおり方針を承認することを可決。</p>	
<p>【議第 5号】ウナギ資源の保全対策（下りウナギの保護対策）について</p>	
<p>事務局</p>	<p>本県における「下りウナギの保護」について検討するために行った。漁協に対して実施したアンケート調査の結果について報告と、調査結果を踏まえたウナギの採捕規制について方向性を提示。</p> <p>【アンケート結果の報告】</p> <p>1. アンケート内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウナギ保護のため10月から3月までの間を採捕禁止にすることに 対する意見

	<ul style="list-style-type: none"> ・ウナギの漁業実態としてウナギ漁の期間、ウナギ漁をする組合員数・遊漁者数等 ・放流種苗の量や質 ・最近10年間のウナギの漁獲量とそれ以前と比較 <p>2. 結果</p> <p>1) ウナギの採捕禁止に関する意見では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「賛成」等の規制に肯定的な意見が全体の74% ・「意見なし・わからない」とする意見が21% ・付随意見として、「河口部での稚魚の採捕により親ウナギになるウナギが減少しているの、シラスウナギの採捕規制が必要である。」、「ダム上流漁場であり採捕禁止してもウナギが下ることができない。」、「ウナギの生息に配慮した河川工事を求めたい。」 <p>2) ウナギ漁の実態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1漁協がウナギの漁期は周年と答えた他は、4月から10月、5月から10月まで等の春から秋が漁期とする回答だった。漁の盛期は6月から8月の夏とする漁協が多い ・ウナギを採捕する組合員数については100人以上とする漁協が2漁協、最も多い回答は10人から50人。 ・ウナギを採捕する遊漁者数は、0人とする漁協が最も多く8漁協で、次いで10人から50人とする漁協が6漁協。 ・ウナギの漁具・漁法は、筒漁、置き針、はえ縄、釣りが主。 <p>今後、具体的に委員会指示の文案、施行時期等について事務局で検討し、次回委員会で諮る。</p>
委員	東農地域では、ウナギ漁が盛んで、10月以降もウナギを獲る。組合員からは採捕規制について反対がある。ウナギ資源の保全を県全体で取り組むことになれば、漁協として取り組みの徹底について対応することになる。
委員	10月以降もアユのヤナ漁が行われるが、下りウナギがヤナに落ちることとなるが、どのように対応するのか。
事務局	ウナギがヤナに落ちた場合は、下流に放流を指導。ウナギの採捕規制について、漁協や遊漁者に十分周知することが重要ですので、啓発ポスターを作成して、漁協へ配布することを考える。
委員	ダム上流域の魚が川を下ろうとしても発電用のタービンで死ぬのではない。県全体を対象にウナギの採捕規制をする必要があるのか。
事務局	漁場の状況を個別に検討して規制区域を設定することは困難なので、県域全体を対象にウナギの採捕規制を行うのが妥当。

委 員	ウナギ資源の保全には採捕の規制は必要であるが、委員会では増殖を考 えるべきであり、ウナギの増殖について検討することが必要。
次回委員会に、ウナギの採捕規制に係る委員会指示案を提出する方針を可決	
【情報提供1】全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について	
事 務 局	全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会で協議予定の事 項について事務局から説明
閉会	会長が挨拶し、閉会を宣言。